

一般会計予算決算常任委員会記録

平成 2 6 年 6 月 1 3 日

【開催日】 平成26年6月13日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時15分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	中村 博行
委員	岩本 信子	委員	河野 朋子
委員	下瀬 俊夫	委員	杉本 保喜
委員	長谷川 知司	委員	松尾 数則
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	岡山 明	議員	河崎 平男
議員	山田 伸幸		

【執行部出席者】

総務部長	中村 聡	総務部次長兼総務課長	大田 好夫
総務課主幹	幡生 隆太郎	総務課危機管理室長	大下 賢二
人事課長	城戸 信之	人事課主幹	大谷 剛士
人事課人事係長	山本 満康	人事課給与係長	古谷 雅俊
財政課長	川地 諭	財政課課長補佐	篠原 正裕
財政課財政係長	山本 玄	情報管理課長	赤間 照男
情報管理課主幹	山根 正幸	成長戦略室長	大田 宏
成長戦略室主幹	河口 修司	成長戦略室主幹	川崎 信宏
市民生活部長	川上 賢誠	協働推進課長	石本 善子
協働推進課課長補佐	桶谷 一博	健康福祉部長	河合 久雄
健康福祉部次長	伊藤 雅裕	高齢障害課長	兼本 裕子
高齢障害課主幹	川上 公志郎	高齢障害課主査	坂根 良太郎
こども福祉課長	西田 実	健康増進課長	山根 愛子
健康増進課課長補佐	木本 順二	健康増進課主査	石井 尚子
産業振興部長	小野 信	産業振興部次長兼商工労働課長	姫井 昌

商工労働課商工労働係長	山 本 修 一	教育長	江 澤 正 思
教育部長	今 本 史 郎	教育総務課長	尾 山 邦 彦
教育総務課主幹	石 田 隆	学校教育課長	笹 村 正 三
学校教育課課長補佐	山 本 時 弘		

【事務局出席者】

局 長	古 川 博 三	局 次 長	清 水 保
-----	---------	-------	-------

【審査事項】

- 1 議案第47号 平成26年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）について

午前10時 開会

伊藤實委員長 それでは、ただいまから、一般会計予算決算常任委員会を開会します。議案第47号平成26年度山陽小野田市一般会計補正予算（第1回）について、審査します。議事は、審査日程表のとおり進めます。それでは、1の総括説明及び2の歳入について、執行部の説明を求めます。

川地財政課長 平成26年度山陽小野田市一般会計補正予算(第1回)について、まず財政課から総括的な説明をします。今回の補正の主なものは、社会保障・税番号制度の導入に係る住民情報系システム改修事業、市営サッカー場防球ネットフェンス設置事業、デマンド公共交通導入事業、埴生小学校耐力度調査事業のほか、国の経済対策に対応した有料老人ホームスプリングラー整備補助事業、名称としては、先進的事業支援特例交付金です。それから、がん検診無料クーポン事業など、取り急ぎ措置すべき案件の補正です。

では、補正予算の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,939万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283億4,579万7,000円とするものです。

次に、2ページ、3ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正の歳入として、14款国庫支出金15款県支出金18款繰入金20款諸収入及び21款市債において、補正額を計上しています。

次に3ページをごらんください。歳出として、2款総務費から4款衛生費、7款商工費及び10款教育費において、補正額を計上しています。

以上、総括的な内容について、説明しました。

続いて、事項別明細書において、まず一般財源や複数の事業に充当する特定財源について財政課から説明し、その他の歳入については、各担当課からの歳出説明時に担当課が説明します。

6 ページ、7 ページをお開きください。2 歳入のうち、1 4 款 2 項 1 目 1 節のがんばる地域交付金 2,840 万 4,000 円ですが、資料の 1 ページ目に概要を掲載しています。この交付金は、本年 2 月に成立した国の平成 25 年度の補正予算において、経済対策として地方が追加する国庫補助の公共事業に対して、地方の財政状況等を考慮し、その事業費における地方負担金の一部を、26 年度の国庫補助事業や地方単独事業のうち建設地方債対象事業などに活用する財源として、国から地方に交付されるものです。この交付金の本市交付限度額について、5 月に第 1 次分として通知を受け、その額は 1 億 6,097 万 3,000 円となっており、このうち、本事業として後ほど担当課から説明します市営サッカー場防球フェンス設置事業に 1,819 万 8,000 円、埴生小学校耐力度調査事業に 1,020 万 6,000 円それぞれ充当することとしています。なお、残りの交付額につきましては、当初予算計上等の交付対象事業について、財源振替を検討しています。

次に、18 款 1 項 11 目 1 節財政調整基金繰入金 1,889 万 1,000 円は、今回の補正に係る財源調整によるものです。このたびの補正により、財政調整基金における平成 26 年度末残高は、約 22 億 520 万円を見込んでいます。

伊藤實委員長 それでは、執行部の説明が終わりましたので、各委員から質疑をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次に、3 の歳出のうち、総務部、総合政策部、成長戦略室関係について、執行部の説明を求めます。

城戸人事課長 10 ページ、11 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の補正について説明します。1 目一般管理費は、59 万 7,000 円を増額し、補正後の額を 13 億 55 万 9,000 円とするものです。11 ページをごらんください。まず、1 節の報酬、芸術顧問報酬 300 万円の増額は、当初、26 目文化会館費に予算措置をしていましたが、市全般にわたる芸術顧問として指導、助言をお願いする趣旨から、改めて 1 目の一般管理費に予算を付け替えるものです。続いて、3 節の職員手当等 4 節の共済費 7 節の賃金の減額については、母子自立支援員の設置によるものと、非常勤特別職の文化会館館長の退職によるものです。まず

母子自立支援員については、当初、臨時職員として予算措置をしていましたが、その身分を非常勤特別職とし報酬を支給することから、3節の職員手当等、通勤手当、期末手当の合計18万7,000円、4節の共済費、社会保険料のうち21万3,000円、7節の賃金、臨時雇賃金136万6,000円をそれぞれ減額するものです。また、文化会館の館長の退職によるものとして4節の共済費、社会保険料のうち63万7,000円の減額です。

赤間情報管理課長 情報管理課より情報管理費1,675万9,000円の補正説明をします。平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法関連4法が成立し、社会保障・税番号制度が導入されることについては、議員の皆様承知のことと存じます。主なスケジュールとしては、平成27年10月に個人番号付番・通知、平成28年1月に番号カード交付、平成29年7月に自治体間情報連携の運用開始等が予定されています。この法対応のためのシステム基幹部分住民情報系改修費として、当初予算13節に電算システム改修委託料3,060万2,000円を計上しているところであり、このたびの補正を加え、4,736万1,000円の事業費となります。当初予算書作成時点では、国からのシステム仕様が明確に示されていない状態であり、このたび、下期分パッケージ対応として、具体的には、住基、宛名統合、地方税、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉のシステム改修委託料として当該補正額を計上しています。国が示すスケジュールに合わせ、国庫補助事業の今年度二次申請、交付決定後の契約、事業完了等を行うため、緊急に予算措置するものです。補助金については、番号制度導入に伴い、直接的に必要な機能の整備に係る経費のみを対象とする補助金実施要領が4月に出され、補助率は対象業務ごとに細分し、10分の10、または3分の2で交付税措置残3分の1、補助対象外と区分されます。その結果、予算書6、7ページに示すとおり、総務省及び厚生労働省分を合わせ、総務費国庫補助金1,280万8,000円を予定しています。国からの情報に注視し、今後も緊急な補正対応、予算措置の必要性が生じる可能性もありますが、法定受託事務、全国自治体待ったなしの制度です。

大田総務部次長兼総務課長 2款総務費1項総務管理費13目防災費1,612万5,000円に200万円の増額をお願いし、補正後の金額を1,812万5,000円とするものです。内容については、平成26年度コミュニティ助成事業を活用し、各地域の防災資機材等の整備を行うもので、

災害時において11地区の単位セーフティネットワークが使用できるように発電機と照明器具をそれぞれ2台ずつ購入するものです。4月1日付で県から助成金交付決定がありましたので、事業実施主体である市セーフティネットワークに対して200万円を助成するものです。財源は、6、7ページの20款諸収入4項雑入2目雑入2節総務費雑入宝くじ助成金450万円のうちから200万円を充てることとしています。

河口成長戦略室主幹兼文化会館長 文化によるまちづくり分について説明します。今回の補正は、文化によるまちづくり推進委員会設置に伴う報償費の増額及び人事異動に伴う減額です。まず、2款総務費1項総務管理費24目文化振興費として、17万円を増額し、歳出総額を1,657万1,000円とするものです。具体的な内容については、文化によるまちづくり推進委員会を設置し、委員17名で、1人1回2,000円、5回の開催を予定しています。委員会は、文化芸術の振興に関する事、文化によるまちづくりの推進に関する事、文化の推進に関する条例の制定に関する事、文化振興ビジョンの見直しに関する事などについて意見を伺うこととしています。委員の構成は、芸術及び文化団体関係者、学校教育関係者、各種団体関係者、学識経験を有する者、市民からの公募、芸術顧問です。また、26目文化会館費1節報酬のうち非常勤特別職報酬420万円の減額は、広田前館長が退館され、後任の館長として職員が配属され、不用となったためです。先ほどの芸術顧問報酬の減額と合わせ、26目文化会館費は720万円を減額し、4,312万6,000円となります。

川崎成長戦略室主幹 成長戦略室スポーツ関係の補正予算について説明します。

12ページ、13ページをお開きください。今回の補正は、スポーツによるまちづくり推進委員会設置に伴い、報償費及び市営サッカー場の防球ネットフェンスの設置によるものです。まず、2款1項28目スポーツ振興費として、17万円を増額補正し、歳出合計を1,495万6,000円とするものです。具体的な内容については、スポーツによるまちづくり推進委員会を設置し、委員17名で、1回1人2,000円、年5回の開催を予定しています。委員会は、スポーツの振興に関する事、スポーツによるまちづくりの推進に関する事、スポーツの推進に関する条例の制定に関する事、スポーツ推進計画の策定に関する事、その他市長が必要と認める事について意見を伺うこととしています。委員の構成は、スポーツ関係団体5名、学校教育関係者2名、各種団体関係者7名、公募市民3名の合計17名です。

次に、29目スポーツ施設費として、1,819万8,000円を増額補正し、歳出合計を6,736万8,000円とするものです。財源は、全額、国庫支出金のがんばる地域交付金です。具体的な内容については、資料2ページをお開きください。赤の線がネットフェンスを設置する部分です。既存のフェンスは、グラウンドレベルから4メートルの高さで設置していますが、たまにボールが外に飛び出すことがあります。今のところ交通量が少ないせいか、大事故は起こっていないようですが、間もなく開通予定の小野田湾岸線の交通量の増加に伴い、県道妻崎開作小野田線の交通量の増加も予想されますので、類似施設を参考にしてグラウンドレベルから高さ12メートルのネットフェンスを設置するものです。12、13ページをお開きください。予算の内訳は、3節職員手当等、時間外勤務手当15万円、13節委託料、設計委託料152万9,000円、15節工事請負費1,651万9,000円です。

伊藤實委員長 それでは、執行部の説明が終わりましたので、各委員から質疑をお願いします。最初に人事課関係について質問を受けます。

吉永美子委員 芸術顧問報酬についてですが、当初予算のときにこれまで以上に活動していただくという期待の中で、議会として通したという認識がありますが、4月、5月、成長戦略室の一員として、まず意思疎通から始めていってどのようにすれば成長戦略室として使命を全うできるかというところの中では大変重要な存在だと思います。この芸術顧問の成長戦略室への出勤状況をお知らせください。

河口成長戦略室主幹兼文化会館長 文化会館への来館状況ですが、4月は10日、5月は5日、こちらに顔を出していただいて協議しています。成長戦略室についても全体会議を月1回行っていますので、2回はお話させていただいている状況です。

吉永美子委員 成長戦略室のメンバーとの意見調整というか意識を共有していくことが立ち上がりとしては大事だと思いますが、成長戦略室長と一緒に頑張っていただいている状況をお知らせください。

大田成長戦略室長 市長も交えて、月1回成長戦略室会議をやっていますが、必ず出席していただいています。それから本庁には週に1回程度顔を出してもらって文化によるまちづくりの進行状況を私からお話をして、いろいろなアドバイスをいただいています。

吉永美子委員 頑張ってもらいたいという気持ちを込めて質問します。現代ガラス展が来年行われるわけですが、これに関してメンバーなのに1回も参加がないということを以前本会議で指摘しましたが、これについて市長から出るように進めていくという答弁をいただいたと認識しています。この現代ガラス展の委員会がもう開かれたのではないかと思います、その出席状況をお知らせください。

大田成長戦略室長 実行委員会はまだ開いていません。昨日第1回目の推進委員会を開いたところです。田村先生については実行委員会のメンバーになってもらっていますので、これからスタートするということです。昨年度までは常勤の職業を持っておられましたが、今は時間があるということでした。たくさん出席いただけたと思っています。

伊藤實委員長 それでは、情報管理課関係の質疑をお願いします。よろしいですか。それでは、総務課関係についてお願いします。

吉永美子委員 防災費についてお尋ねします。このたびの200万円は11地区あるセーフティネットワークに出すということですが、市が備品を買って配布するということでしょうか。

大田総務部次長兼総務課長 実施主体が市セーフティネットワークになりますので、そちらが補助金申請をされることになります。市は中を取り次いで事務手続をするという形です。備品は市セーフティネットワークがまとめて購入されます。

吉永美子委員 11地区に平等にというか、地区によって差が出るということではないということですね。

大田総務部次長兼総務課長 市セーフティネットワークが一括に管理されますので、平等に使用されると思います。

杉本保喜委員 発電機について質問しますが、ガソリンですか、ガスですか。

大田総務部次長兼総務課長 家庭用のカセットコンロのボンベです。

下瀬俊夫委員 発電機、照明それぞれ2台と言われましたが、市セーフティネ

ットワークが保管するのですか。

大田総務部次長兼総務課長 地区のセーフティネットワークがありますが、管理上市セーフティネットワークがまとめてということです。

杉本保喜委員 各地区1台ですか。

大田総務部次長兼総務課長 割り当てとしては、各地区2台ずつです。

杉本保喜委員 そうすると22台が市の倉庫にスタンバイするということですか。

大田総務部次長兼総務課長 市の防災倉庫ではなくて、市のセーフティネットワークが管理します。

杉本保喜委員 その回答だと存在位置がわからないのですが。

大田総務部次長兼総務課長 事務局が11地区の連合体である市のセーフティネットワークにありますので、そちらで管理するということです。

杉本保喜委員 11地区が申請をしたら、それに応えて配布すると言われましたよね。

大田総務部次長兼総務課長 市のセーフティネットワークが一括して申請ということです。

伊藤實委員長 質問に対して的確な答弁をお願いします。

大下総務課危機管理室長 申請の段階では、市のセーフティネットワークの事務局において保管する。必要に応じて各地区に貸し出すという形になっています。

杉本保喜委員 その「必要に応じて」というのが、災害が起こったときに要望したらそれを持ってきてくれるというのか、各地区に防災倉庫を持っているところもありますが、そこに保管するのか、それを確認したい。

大下総務課危機管理室長 災害時だけではなく、訓練時においても必要に応じ

て貸し出すということですから、訓練においても有効な訓練をされると思いますし、災害時においても災害が起きる前に貸し出して……。

伊藤實委員長 ちょっと待って。質問をよく聞いて答弁してください。

杉本保喜委員 私がお尋ねしたいのは、各地区に倉庫があります。ないところもありますが、そこに保管するのか、それとも市の倉庫に一括保管して、要請があれば出すと。先ほど申請書云々と言われましたが、その申請書がどこで動くのかということを気にしているんです。今言われる内容だと、訓練するときの申請か、もしくは各地区の保有としての申請書かということです。

幡生総務課主幹 保管場所は、市のセーフティネットワークの事務局で、具体的な場所は、市のセーフティネットワークが倉庫として借りている櫻井葬儀店というところに一括して22個保管します。各地区のセーフティネットワーク2個ということ根拠として市のセーフティネットワークが申請をして22個購入します。活用については、「2個しか」というのではなく、柔軟性を持って活用できると考えています。

下瀬俊夫委員 櫻井倉庫というのはどこにあるのですか。それを明確にしてください。

幡生総務課主幹 櫻井倉庫は、自治連のことです。ここの事務局に保管しておくということで、災害時に必要性が生じたら、それぞれ必要なところに貸し出す。貸し出すというのではなくて使ってもらうということです。

下瀬俊夫委員 訓練と災害時を取り違えているのではないですか。災害時に申請して貸し出してくださいというのはおかしいでしょ。だったら各地区ごとにきちんと分割して預けるというのが筋ではないですか。緊急時に必要なんだから、こういうものは。自治連の倉庫にあるということは自治連が管理するということになりますよね。緊急時に対応できるんですか。

大田総務部次長兼総務課長 確かに下瀬委員が言われるように緊急時には対応しにくいかと思います。訓練のときはいいんですけど。災害時にはある程度予測されますので、前もって各地区に……。

伊藤實委員長 申しわけないけど、この件は後からします。今の答弁聞いてたらだめなんで。後ほどこの件については審査しますので、対応策を考えておいてください。ちょっとひどい。

下瀬俊夫委員 要望ですが、執行部で統一見解をまとめてくれということをお願いします。

伊藤實委員長 教育委員会関係終了後にまた審査しますので、今の質疑等の統一見解をお願いします。次に、成長戦略室の文化会館の関係について、質疑をお願いします。

杉本保喜委員 報償金の件ですが、委員が17名ということですが、どのくらいの期間で、どのような形でするつもりですか。

河口成長戦略室主幹兼文化会館長 所掌事務である文化の振興、あるいは条例の制定、できればそちらのほうに向かって、それを用いて推進委員会を運営していくことになっていくと思いますので、今回の報償については条例を制定するまで、その後は条例制定によって運営していくということになりますので、この推進委員会については継続的に行っていくということになろうと思っています。

下瀬俊夫委員 文化とスポーツの関係で、2つともまちづくり委員会ができるわけですが、この位置づけがよくわからない。いろいろな権限を与えるような委員会になっているようですが、これによって、今後文化によるまちづくりを目指していこうと、いわゆる基本的な考え方についてお聞きしたい。

大田成長戦略室長 この文化によるまちづくり委員会の位置づけは、当初内部では執行機関の附属機関としての位置づけも考えたのですが、最終的にはこのような要綱による委員会としての位置づけでいきたいと考えています。あくまでも、意見を伺うということを重点に考えています。まず皆さんの意見をお伺いしたい内容は山陽小野田市の文化によるまちづくりは何かということについて、我々これからつくり込んでいきますから、その部分について識見者等の意見を伺いたい。それによって具体的な文化によるまちづくり施策を考えていきたいと思っています。最終的には文化によるまちづくり条例という形になればいいと考えています。よくある手法としてまず条例をつくってから何かに取り組むというやり方も

ありますが、条例を最初につくるということにすると、条例をつくる
ことが目的になって、施策がおくれてくるということにもなりますので、
まず山陽小野田市の文化によるまちづくりは何かを考えて、施策を打ち
ながら最終的には条例をつくるころまでいければと考えています。そ
れから教育委員会が作成した文化振興ビジョンもそれにあわせて内容
を変更していきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 この17人の中で、各種団体からということがありましたよね。
結局この各種団体というのは、だいたい何にでも出てくるようなメンバ
ーがそろってくる。そうなってくると出てくる提言は同じようなものにな
る。いつもの団体という枠を取り払う考えはありますか。

大田成長戦略室長 素案の段階ですが、両商工会議所青年部、ふるさとづくり、
女性会等を考えています。要綱で設置したメリットとして委員の任期を
1年か2年の短期間にして、場合によっては入れ替えるということも考
えています。同じ委員でずっとやると意見が固定化してしまうというこ
ともありますので、一定期間による委員の入れ替えも考えながら、意見
調整をしていきたいと考えています。

杉本保喜委員 この1年で条例制定までもっていくということですか。

大田成長戦略室長 市長とも協議していますが、時期にはこだわらないとい
うことにしています。まず、山陽小野田市における文化によるまちづくり
は何かという概念をつくって、概念に基づく施策を打って、市民の中に
文化を醸成していく。それを先行してやりたい。条例についてはいずれ
かの時期に策定したいと考えていますが、いつということは考えていま
せん。

伊藤實委員長 今のことは、スポーツについても関連がありますので、スポー
ツも含めて質疑を受けます。

杉本保喜委員 先ほどの説明だと期間は1年で、その間に条例制定までと言わ
れましたよね。矛盾していませんか。

大田成長戦略室長 矛盾したように聞こえたのであれば申しわけないと思っ
ています。今年度でこの2つの推進委員会が終わるということではないん
です。予算上今年度は5回開きますということです。委員の任期は2年

程度を考えています。最終的には条例をつくって文化によるまちづくりは何かということを確認する時期まで、この委員会は継続したいと思っています。

岩本信子委員 スポーツのほうの委員ですが、公募３人と言われましたが、残りは文化のほうと同じなんですか。

大田成長戦略室長 当然、スポーツ関係団体からも出ていただく予定にしています。体育協会、スポーツ推進委員協議会、スポーツ少年団、地域スポーツクラブが２カ所市内にありますが、どちらから出してもらう予定にしています。

下瀬俊夫委員 スポーツ関係も各種団体という形での委員が入ってくるんですか。

大田成長戦略室長 各種団体からの委員も数人予定しています。

下瀬俊夫委員 文化とは違うメンバーですか。

大田成長戦略室長 案の段階ではかぶっている団体もあります。委員については別の人を出してもらいたいということで推薦のお願いをしていきたいと考えています。

河野朋子委員 条例の必要性というか、文化とスポーツによるまちづくり、そのあたりを整理して説明をお願いします。

大田成長戦略室長 文化によるまちづくり、スポーツによるまちづくりを進めるに当たって、いずれかの時期に条例は必要だと考えています。本市の文化やスポーツによるまちづくりが何かという考えがまとまらないうちにつくっても意味がないと考えています。

河野朋子委員 文化振興ビジョンも変更すると言われましたが、条例とビジョンの関係はどう考えたらいいのですか。

大田成長戦略室長 条例ができた場合は、条例が上位にきますので、条例の内容に沿ったビジョンでなくてはならないということですから、当然文化振興ビジョンを見直します。山陽小野田市に特化した内容もつけ加えて

いきたいと考えています。

岩本信子委員 社会教育との関連はどうですか。

大田成長戦略室長 教育委員会から文化とスポーツの事務を文化とスポーツによるまちづくりとして市長部局で受け取って、今年度から携わっていますが、社会教育の観点からの関係は必要だと考えていますので、教育委員会とは連携しながらやっていきます。ですから、推進委員会には学校関係者等も入っていただくように考えています。

吉永美子委員 その学校関係者ですが、文化もスポーツも小さいときから触れさせていくことが大事だと思います。ここには幼稚園、保育園等が入ってこないのですか。

大田成長戦略室長 きょうその御意見を受けましたので、内部で調整します。

伊藤實委員長 文化によるまちづくり、スポーツによるまちづくりと言われますが、具体的にこうしたいというものは何ですか。

大田成長戦略室長 スポーツによるまちづくりには2つの考え方があると思います。競技スポーツの振興によるまちづくりという考えと生涯スポーツの普及による、いわゆる健康づくり、成人病予防も含めた健康づくり、この2つの側面をどちらもやっていかなければならないかなと思っています。競技スポーツの振興によるまちづくりについては、競技スポーツ間の連携、情報共有を図っていきたいと考えています。今レノファ山口からいいお話がありましたので、サッカーを先行して進めた形になりましたが、どの競技スポーツについてもまちづくりのツールとして使う上では平等であると。ですから、どの競技スポーツについても手を抜かないという考えです。生涯スポーツの推進、そしてそれが市民の健康づくりにつながるという面については健康増進課と今後調整して進めていかないといけないと思っています。昨年度、SOS健康体操とか健康づくりに資するようなオリジナル体操がつくられています、これが市民に周知されていない状況もありますので、そのようなものを普及させていくこともひとつかなと考えています。

伊藤實委員長 今言われるようにスポーツについては、競技スポーツと生涯スポーツがあると思いますが、サッカーの件の話がありましたが、キャン

ブを誘致するとか、大会をしようとするれば施設を完備しなければいけない。他の競技も平等にと言われますが、中核になる競技がないと、なんでも一緒、平等では難しいと思います。うちで言えば、一昨年の国体をしたサッカー、ゴルフが中心になると思いますが、そうした中で東京オリンピックに出るような選手を育てるとかいう大きな目標というか、ビジョンが市にあるのか、その点についてはどうですか。

大田成長戦略室長 そのような一流アスリートの卵の育成については、それぞれの競技スポーツ団体で、協会等を持ちながら考えていただければと思います。市で特定の競技スポーツに特化してアスリートを養成すると言う考えは今のところありません。体育協会の役員会等で指摘を受けたことは、山陽小野田市はサッカーに偏重するのかという声が一部ありました。小野田市時代から33年間続いているサッカーフェスティバルがありますし、あれだけの県営施設がありますから、サッカーに取り組みやすい土壌にあったと思いますし、このたびレノファ山口からタイミングよくお話をいただいたこともありましたので、サッカーを先行しますが、他も手を抜きませんという話をさせていただきました。その中で、もし有名選手等を連れてくることができれば市民対象のフォーラムなどを開いてくれるかという話がありましたので、いくらでもやりますとお答えしています。

杉本保喜委員 生涯スポーツということがありましたが、スポーツの推進委員について市の老人会から入ってもらうという考えはありませんか。

大田成長戦略室長 各種団体の中には老人クラブ連合会も含めています。

吉永美子委員 文化会館費で芸術顧問報酬ということで文化会館費から一般管理費に移っていますが、来年大切な現代ガラス展、ここに以前は推進委員のメンバーだったんですよ。そこに1回も出ていないということを指摘したんですが、今回実行委員会に変わったということで、本来推進委員会ということで現代ガラス展を進めていくためにがんばっていただくメンバーなんですが、なぜそこから外されたのですか。

大田成長戦略室長 ガラス展というよりは市の芸術顧問として。我々が事務局を持っています。当然事務局の一員なんです。田村先生は山陽小野田市の芸術顧問、そして成長戦略室コーディネーター、文化会館名誉館長という3つの肩書きがあります。事務局としての成長戦略室のコーディネ

ーターですから、事務局職員として深く携わっていただきます。

吉永美子委員　ですから、推進委員会の委員として当然上がってくると思っていましたが、今回は実行委員会ということで。推進委員会は1年以上前からどうやっていくかということを協議していくわけですよ。それを外されて近くなってから開催される実行委員会になぜその大事な芸術顧問としての立場でがんばっていただきたい方をあえて推進委員会から移されたのですか。

大田成長戦略室長　推進委員として名を連ねていただかなくても成長戦略室のコーディネーターという立場から事務局員として、ずっとすべての期間携わっていただきます。そういう意味で変更しています。

下瀬俊夫委員　防球ネットですが、湾岸線のほうは大丈夫ですか。

川崎成長戦略室主幹　湾岸線のほうはフェンスもあり、かなり高い木がずっと植えてあります。それから水路もあって湾岸線まで30メートルぐらいありますので、ここについては不要だと思っています。

伊藤實委員長　それでは、総務課については教育委員会の審査の後としましたが、最後に審査します。それでは、職員の入替えのため10分間休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時5分再開

伊藤實委員長　それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。教育委員会関係について、執行部の説明を求めます。

尾山教育総務課長　それでは、10款教育費の全体の補正について説明します。最初に予算書の3ページをお開きください。今回の補正により、10款教育費を4万9,000円増額し、補正後の予算額を15億4,566万9,000円とするものです。続いて学校教育課から説明します。

笹村学校教育課長　それでは、予算書の16、17ページをごらんください。

10款1項3目8節報償費16万円の増額は、いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、学校にいじめ対策委員会を設置することとなったため、その委員の報償費を補正するものです。いじめ防止対策については、従来より学校と連携の上、取り組みを強化してきましたが、昨年にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめ防止に係る一連の取り組みが法律により明確化されました。よって、今後のいじめ対策の流れについて、説明します。参考資料の3ページをお開きください。昨年の9月にいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的にいじめ防止対策推進法が施行されました。それを受けて、国及び県がいじめ防止基本方針を策定し、その内容を踏まえて、山陽小野田市いじめ対策の基本方針を策定したところです。推進法では、今まで各市のおのの対応してきたいじめ対策の一連の取り組みを、法律により明確化した点が特徴です。いじめ防止対策を推進するための組織ですが、まず、教育委員会にいじめ問題対策協議会を設置し、その協議会の中で、各学校の現状の確認や関係機関との情報交換、情報共有等を通じて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを全市的に推進することとしています。次に、通常はいじめ問題については、学校と教育委員会が連携の上、協議会等を活用しながら、その対応に努めていくことになりますが、いじめによる重大事態の発生報告を受けた場合は、いじめ対策本部を設置します。その中でいじめ内容の調査や今後の対応等を協議することになります。また、学校においては、いじめ対策委員会を常設し、地域、学校関係者等の方にも委員となってもらい、幅広い視点から御意見をいただきながら、情報交換、情報共有等を通じて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取り組みを推進することとします。このたびの補正は、学校へ設置するいじめ対策委員会の委員の中で、民生委員やPTA代表などの地域・学校関係者に対して、報償費を支払うためのものです。地域、学校関係者は各学校が4名以内で選任し、年間2回定期の会議を行う予定です。報償費は1回1,000円です。算定内訳は、下記に記載のとおりです。教育委員会としては、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえて、山陽小野田市いじめ対策の基本方針に沿って、今後も学校と連携の上、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に全力で取り組んでいく所存です。

尾山教育総務課長 10款2項3目13節調査設計委託料11万1,000円の減額について、説明します。当初予算において、埴生小学校の校舎の耐震化に向けた設計委託料1,031万7,000円を計上していますが、これを皆減し、同校の校舎の老朽化の進み具合を調べる耐力度調査の費

用1,020万6,000円を追加するものです。埴生小学校については、小中連携校建設計画の協議が整わず推移したことも影響して、市内で唯一、建物の構造体の耐震化が終了していません。このため、今年度の当初予算において、早急な耐震化に向けて、工事の設計費を計上しました。しかし、昨年10月から埴生公民館で開催された公民館等の公共施設の再編に係る地元との意見交換会において、参加者から学校の将来像に関する意見が続き、また、今年になって文部科学省が「これからは、学校施設を長く使うことも考えて欲しい」と示したこともあり、3月に開催された意見交換会において、耐力度調査を行い、その結果をもって協議していくことになりました。この協議結果を持ち帰って検討した結果、仮に耐力が低く、長く使えない校舎なら、耐震化と同時に対策を取るべきと判断し、耐力がどの程度残っているかを調べる耐力度調査の経費を6月議会に提出することにしました。調査は年内の完了を目指して行いたいと考えており、結果を見て、対策を検討していきます。お手元の参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。耐力度調査と耐震診断について、解説を載せています。左側の「耐力度調査」ですが、公立学校の建物の老朽状況を点数で評価するものであり、建て替えや長寿命化改修が必要かどうか判断するために行うものです。調査の結果、その建物の耐力度点数が1万点満点で4,500点以下、昭和45年以前に建築された建物の場合は5,000点以下となります。その点数であった場合、耐力不足となり、建て替え又は長寿命化改修を行うこととなります。建物の捉え方は、外観上1つに見える建物であっても、増築を行っているものは、新築した年と増築した年が異なる場合、新築の部分と増築の部分を別の建物と捉え、それぞれ調査します。2回目以降の増築部分も同じ取り扱いです。耐力度点数は1万点満点となっており、3つの大きな調査項目にそれぞれ100点、100点、1点を振り、これらを掛け合わせて点数を算出します。具体的には、1つ目に、横からの力に対して構造材が耐えうる力や建物基礎構造などを100点満点で評価し、2つ目に建物の経過年数やコンクリートの中性化度、鉄筋の腐食度などを100点満点で評価し、3つ目に海岸からの距離などを1点満点で評価し、これらを掛け合わせて点数を算出します。次に、右側の耐震診断とは、地震に対する耐震性能をI s 値、構造耐震指標で評価するもので、耐震化が必要かどうか判断するために行うものです。学校施設の場合、I s 値が0.3未満であると、建て替え又は補強することになり、I s 値が0.3以上0.7未満であると、補強することになります。建物の捉え方は、新築後、違う年に増築を行っている建物であっても、全体を1つの建物と捉えて、診断します。I s 値の算出式は、こちらも3つの数値

を掛け合わせます。その数値は、1つ目に、横からの力に対する建物の強さまたは粘りの係数、2つ目に建物の形状の複雑さや剛性の不均一さなどの係数、3つ目に建物の変形、変質状況などの係数です。なお、この表の内容は、学校施設の主たる建築物である鉄筋コンクリート造の建物に関するものであり、鉄骨造や木造の建物の場合、一部異なります。次に、隣の5ページをごらんください。耐力度調査を行う予定の校舎の一覧表と配置図です。上の一覧表には、各校舎の建物の構造や面積、経過年数等を記載しています。下の配置図で説明しますと、耐力度調査を行う校舎に網掛けをしています。校舎としては4棟ですが、隣の4ページの耐力度調査の「3建物の捉え方」のところで説明したように、後で年を異にして増築している場合、複数の建物として捉えますので、耐力度調査においては7棟となります。最後に、特定財源について説明します。予算書の6ページ、7ページをお開きください。上の14款2項1目1節下段のがんばる地域交付金2,840万4,000円のうち、耐力度調査に、調査費用と同額の1,020万6,000円を充てています。次に、8ページ、9ページをお開きください。21款1項5目1節ですが、今回、設計委託料を皆減することに伴い、小学校施設耐震化事業債980万円を減額しています。

伊藤實委員長 それでは、質疑に入りますが、最初に10款1項3目学校教育課の関係のいじめ防止対策関連につきまして質疑を受けます。

吉永美子委員 これは学校に設置をされるということなんですが、まず最初お聞きしたいのはここには各学校、学校支援地域本部があって、そこにはコーディネーターがおられますが、こういった方々は参加することになりますか。

笹村学校教育課長 地域の方から2名以内で委員に入っていただく。その中で地域教育協議会の方の中からあるいは民生児童委員の中からといったようなことは学校の判断で選任をしていただくことになります。したがって今の御質問ですが、地域教育協議会の中から選ばれるということは十分考えられることです。

吉永美子委員 この資料では学校の複数の教職員等から選任したとあるんですが、いじめによって不登校になる子供もありうるわけで、心の支援室、心の支援員はこれにはかかわっていかれることはないんでしょうか。

笹村学校教育課長 対策委員の中には心の支援室の支援員等が入っていませんが、スクールカウンセラー等が入っています。そういったこともありますので、今お尋ねのところは対応ができていくのではないかなと。学校と連携していきながら我々もやっていきますので、その段階で心の支援員が入っていくということはこれは可能かと思いますが、対策委員の中には心の支援員は入っていません。

吉永美子委員 その前の段階で心の支援員は入っていただくというふうに認識をさせていただきます。このいじめ対策委員会については、年に2回開催予定となっているわけですが、大きいいじめ問題が出てきたときに学校において対策委員会を開くことが学校主体で要は予算がかかるわけですから、年2回ではなくて、もっとふやすということができるといえるのかどうかお尋ねします。

笹村学校教育課長 臨時開催ということで、その3ページのところにもありますが、8,000円。4名の地域代表、PTA代表ということであると、2回分ほどとってあります。また地域代表、PTA代表を4名以内ということで今選任をしていますので、実質は各学校4名まるまるということはありません。その中から臨時の開催、またもう少し幅が出てこようかと思いますが、この範囲内で対応できるのではないかと考えています。

杉本保喜委員 年に2回を常設定期ということで、臨時開催が何回起こるかかわからないということですね。基本的には臨時だから。臨時の場合と定期の場合は同じメンバーが集まるという考えでよろしいですか。

笹村学校教育課長 同じです。

伊藤實委員長 今いじめの実態はどういう状況ですか。

笹村学校教育課長 年度ごとの推移でよろしいでしょうか。

伊藤實委員長 総務委員会でもちょっとあって、厚狭小に行ったときアンケートなんかをして、その辺の数値が実態と報告が違っていたわけですよ。総務委員会でも指摘をしていたと思いますが、その辺データというか資料はどうなんですか。実態調査をしているでしょ。いじめがゼロという報告があったわけですよ、それで実態と違うというところがあったんだ

けど、いじめがゼロの学校ってありますか。

山本学校教育課長補佐 実態調査については、文科省の定めた定義に基づいて認知件数の調査をしています。実際にですね、学校が組織的にいじめ問題を解決するために対応したケース、これについての報告が教育委員会に上がっています。担任の先生とか小さなものもあります。実はいじめという言葉がありますけども、ものすごく幅の広い言葉であり、実際に学校が組織的に対応したものについては認知件数として上げてもらっています。認知件数でいえばゼロという学校がありました。

下瀬俊夫委員 いじめ防止推進法ができて、これの表で見ると今年の4月に市のいじめ防止基本方針ができた。これによってこれまでのいじめに対する市の基本的な考え方、方針が変わったんですか。

笹村学校教育課長 基本的にいじめの対応の考え方とかいじめの定義とかといったものが変わっているわけではありませんが、ただ取り組みがより体系的に計画的に行われるようになる。それから学校にいじめ対策委員会が置かれることによって情報が入りやすくなったり、2回目には1年間の学校のいじめの取り組み等を検証したりして、さらに実効性のあるものになっていくということで改善が図られていく。ということで、これまで基本的な考え方は変わらないにしても、より実効的あるいは充実した取り組みになっていくと考えています。

下瀬俊夫委員 この一覧表を見ると市として、いじめ対策本部はもう設置されているんですか。

笹村学校教育課長 いじめ対策本部は、この資料にもあるように、重大事態が発生したときに設置することになっていますので、そのときに設置することになります。

下瀬俊夫委員 一部の学校でいじめ問題から裁判に発展しているというケースがあるわけでしょう。現に起こっていますよね。こういうのは重大事態ではないんですか。問題は認識なんです。どう認識されているんですか。

伊藤實委員長 重大事態の概念というか、どういうものが重大かその辺からお願いします。

山本学校教育課長補佐 いじめの重大事態については、推進法の第28条1号と2号にそのことが明記されています。それによると、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2つ目がいじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと明記されています。議員から御指摘のあった件については、教育委員会としても課題を持って取り組んできたものです。ですが、法律で明記されているほどの重大事態とは考えていません。ただ、保護者間でのトラブルが生じており、関係機関も含めて改善に向けて対応を図ってきたところです。

下瀬俊夫委員 対応されたというのはわかるんです。問題は裁判になったというのはそれが不調に終わったからでしょ。行政機関の対応がうまくいかなかったわけですよ、調整が。だから裁判に発展したわけですよ。問題は今言っているように重大事態という認識というか。これは、現場の管理者が判断するんですか。教育委員会が判断するんですか。

山本学校教育課長補佐 この重大事態については学校の報告を受けて、学校と実態を把握してこの重大事態の判断をすることになります。実はこの件についても教育委員会では対策本部を立ち上げて対応してきたところです。残念ながら裁判は今継続されているところです。

下瀬俊夫委員 いじめ対策本部はつくられたわけですね。

山本学校教育課長補佐 この法が出る前のことですけども、対応については教育委員会内に対策本部を設置して、対応を図ってきたところです。

杉本保喜委員 いじめ問題対策協議会は市側、今度できるいじめ対策委員会は学校側ということですね。

山本学校教育課長補佐 いじめ問題対策協議会は、教育委員会、学校関係、関係機関それから市長部局これらの団体の連携を図る機関です。一応事務局は教育委員会がこの協議会を進めていくことになっています。

杉本保喜委員 いじめ対策委員会は各学校で設けられるということですか。いじめ問題対策協議会といじめ対策委員会とのかかわりについて説明してください。

山本学校教育課長補佐 学校が設置する学校いじめ対策委員会の中から代表がこの協議会に参加するようになっていきます。各学校の取り組みもこの協議会に上げて検証していくことになっていきます。

岩本信子委員 今から各学校にいじめ対策委員会が常設されるということで、これでいじめが防止できるのかと思うんですけど、具体的にこのいじめ対策委員会ができて、ではどのような早期発見とかいじめ未然防止とか書いてあるんですけど、ほんとに機能していくのか。このいじめ対策委員会が学校のいじめの問題点をきちんと捉えていくとか情報を集めていくとかそういうことをされるんでしょうか。その辺でこのいじめ対策委員会が学校に設置されるということで理解していいんですか。

山本学校教育課長補佐 今議員がお話になったとおりです。この対策委員会で協議する内容は未然防止、早期発見、早期解決に向けたことについて学校の教育活動の年間計画、指導計画を立てながら推進していくことになります。実際に年間指導計画が機能しているかどうか、2回目についてはPDCAサイクルを回し、検証し、改善を図っていくための会議です。これまで学校で対応してきたいじめの対応については、従来どおり学校いじめ対策委員会のもとに生徒指導部があります。その中で対応することになっていきます。その動きを検証する会議でもあります。

岩本信子委員 例えば、いじめを受けている子供の保護者ですね、いじめ対策委員会に直接訴えてくるということは、想定されるんですか。

山本学校教育課長補佐 これも従来どおり学校に保護者から訴えが上がったりすることがあります。その訴えを受けて学校いじめ対策委員会を開いていくということが今後はあると思います。

岩本信子委員 いじめも先ほどから言われるように定義がいろいろあって、どれがいじめでどれがいじめではないということがたくさんあると思うんです。保護者はやっぱりいろんなことを言ってくると思うんです。そういう全てのことがいじめ対策委員会で取り上げられて、そしていろいろ委員会で検討されるのではないかなと思うんです。それがいじめに該当するのかしないのかとか。そういうことなんかも学校に設置されているいじめ対策委員会が全部するんですか。

江澤教育長 このいじめ防止対策推進法、いじめの根本的な解決策になるのかということも含めて言いますと若干そうではなく、いわゆるいじめ問題において責任の所在がはっきりしないとか、教育委員会の中で閉じた議論だけになっているとか、いろいろな懸念もあって透明性とか、いろいろな方の意見を聞くということが主眼で設置された法律と考えています。ですから、いじめに対して直接的に指導していく、子供を導いていくというのは従来の形で、学校に設置されるいじめ対策委員会は、いじめ対策のやり方とか指導とかいろいろなことを第三者の目から見て報告が上がり、かつ、それが適切かどうかを判断する委員会であって、市のいじめ問題対策協議会もそうです。ですから、そこに全てのものが上がって、いじめをどのようにしていくのかということまではしないと思います。そこまではせずに、どういう状況で対策はどうしていて、どうなっているということを幅広い視点から第三者の御意見をいただきながら修正していくと。いわゆる方法論のチェック機能、または責任の所在をはっきりさせるための組織整備という性格のものだと考えています。

岩本信子委員 わかりました。結局第三者が入ってそのいじめがどうなのかということをしていろいろやっていくということでしたんですが、学校関係者と書いてありますが、校長は入るのですか。

笹村学校教育課長 校長は入っています。

杉本保喜委員 いじめ対策委員会は学校で編成ということですが、校長が入れば、常識的に考えれば委員長は校長で、臨時の場合にその招集権は対策委員会の会長が招集すると思うんですが、そういう解釈でいいのでしょうか。それから年2回というのは時期的にはいつでしょうか。

笹村学校教育課長 校長が委員長となります。開催時期はこの補正予算が通ったからの開催となりますので、それ以降。第2回目については、年度末の検証時期になりますので、1月、2月あたりになろうかと思います。

下瀬俊夫委員 対策委員会の性格がよくわからないのですが、4人のうち1人校長が入って、校長が委員長をやって、委員長が招集するわけですね。学校で起こった事例について、起こってからその委員会を開いて民間の人の意見も聞くという仕組みになるんですか。ここには「未然防止も」と書いてあるんですが、未然防止という格好にならないんではないですか。

江澤教育長 大体15人程度で、4人というのは民間の人です。そして、これは起こってからどうこうというものではありません。学校のいじめ対策を説明したり、そのことについての御意見をいただいたり、どういうふうにしたらいいかという提言をいただいたり、未然防止、早期発見の方法、対応の仕方、いろいろなことについて総合的に意見をいただいたり、提言をいただいたりするところです。今まで学校の中だけで専門家と一緒にしていたものをより広くこのような人も含めて意見を聞きながらやっていこうという形と理解していただいたらいいのではないのでしょうか。

杉本保喜委員 民生児童委員が学校のほうには入っていますが、市のいじめ問題対策協議会に入っていない理由はあるのでしょうか。

山本学校教育課課長補佐 対策協議会のメンバーについては、学校関係者、市長部局、専門家、児相等の関係機関をメンバーにしています。この中に民生委員を入れていない理由は特にありませんが、学校のほうで対応いただいていますので、この会議には今のところ参加していただく予定にはしていません。

伊藤實委員長 未然防止が一番の目的ではないかと思います。いじめ対策本部というのは、未然防止などをしたけれども、結果的に重大な事態が発生してなるわけですから、全然別物と思うわけです。目的というのはまずいじめが起らないようにしよう。学校や教育委員会がいろいろやっていることについては、幅広く意見を聞いて、未然に防ぐような対策をしようということが目的だと思うので、説明の仕方が悪いと思います。これは大変デリケートな問題だと思います。情報共有と言いながら、なかなか校長先生においても、本来ならPTAの会長なりに相談して解決するということもあると思います。前にも紹介したと思いますが、高校と小学校、中学校が連携して小中高の連絡協議会を山口県内でつくっていますけど、義務教の関係と高校教育の保護者の連携というのも加えると解決の手段になると思いますので、そういう部分も幅広く考えながら、シビアな問題なので、その辺は慎重にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、引き続いて耐力度について質疑をお願いします。

吉永美子委員 資料5ページのところで、埴生小学校校舎耐力度調査ということで、調査建物一覧表が出ていますが、7カ所あります。年内完了を目

指すと言われましたが、7カ所するのに耐力度調査がどのくらい時間を要し、子供たちの学校での勉強に影響しないようにどのように実施するのかお知らせください。

尾山教育総務課長 6月議会で予算を補正するということですので、その後、入札手続を踏んで業者決定しますので、業者と契約を結ぶのがおそらく夏休みに入るころになると思います。耐力度調査の進め方としては、最初に現地に入って、コンクリートの調査をするために円柱形で抜き取ります。非常にやかましい音がしますので、夏季休業中に行って、試験機関に回す。その後、設計図書や現地での目視とか夏休みに行うものもあるでしょうし、2学期に入って行うものもあるかもしれませんが、そういったものは音がしない。最後に書類づくりをしてもらって、成果図書を提出していただくという流れですので、最初の音がするものについては授業の妨げになりますので、夏休み中に終わるようにして、後は順次1棟ずつ成果を出していただいて、正式な書類は年内に出してもらおうという段取りで考えています。

吉永美子委員 音が出るのは夏休み中ということは必然的に考えられるのですが、学校支援員、図書支援員の関係で夏休みも子供たちが学校の図書室に来て本を読んだりという活動をされると思います。図書室で宿題したり、本を読んだり、その辺への影響はないのでしょうか。

尾山教育総務課長 実際に工事に入るときは学校と協議の上で日程調整、時間調整をしますので、合意の上でさせていただくことになります。

杉本保喜委員 完了報告が年度内という考えでいいですか。

尾山教育総務課長 年内です。

杉本保喜委員 ということは、12月末で全てが終わる。地域住民に報告できるのも12月末ということでもいいですか。

尾山教育総務課長 正確な値を申し上げるのは、調査が済まないとお答えできませんが、おおよそ間違いはないであろうという数字は、途中、業者からもらえるのではないかと考えていますので、それが確かなものであれば、それを踏まえて、先行して検討していかなければいけないと考えています。時期については、業者とやり取りをしながら。できるだけ早く調査

を終えなければならない性格のものと認識していますので、目標は申し上げましたが、気持ちとしてはそれより早く終えたいという気持ちです。

下瀬俊夫委員 耐震化の結果は出ているわけですね。だから補強ということになるわけですね。その問題と今回の耐力度というのは基本的には違うと。先ほど学校再編とも関連するという話がありますよね。ただ、それは学校施設の耐力の問題であって、市民とのかかわりではどうなのかということが若干疑問なんです。耐力がないという結果が出たら、学校再編ということにつながっていくのですか。

尾山教育総務課長 耐力度調査をすると、耐力がある、ないということがわかってきますので、いろいろな可能性が言われるように出てきます。したがって、言われた小中連携というものも候補の一つとしては存在するということになります。耐力がないということになったらということですが。

下瀬俊夫委員 それはものすごく大事な発言です。学校のPTAが学校再編に大変大きな疑問を持っているわけでしょう。そういうときに小学校の耐力がないから教育委員会から学校再編の方向でいきますというような話をするんですか。

江澤教育長 基本的には耐力度調査をするということが出た経緯の中で、そういった将来像、再編も含めて、それが市民の間から出てきたということを行いました。この耐力度調査の結果がどういうことだから、それをするとかしないとか、そういう話ではありません。何か話をするときに耐力度、将来学校を長く使わなくてはいけない。そのときに耐震補強だけではそのあたりが担保できないという例がたくさんあるので、耐力度調査をして、その結果を参考にしながら、もう1度協議しようということです。今何か、結果によって、どうこうということは全くありません。それが出てから、またまちづくりも含めて、住民で話し合うという考え方です。

下瀬俊夫委員 今の教育長の話もおかしい。というのは公共施設再編の中から出てきた話なんです。特に一部の住民の団体から出てきた話ですよ。公共施設の再編の中で学校再編には当面触れないということが行政側の態度ではなかったのですか。それを一部の住民から学校再編の話が出されて、この耐力度調査という問題が出てきたという、学校再編の関連で出

されたとは私は考えているんですが、これまでの基本的な方向と違うんじゃないですか。

江澤教育長 実質的には、今議員が言われた経緯だと思います。しかし、その経緯の始まりから考えたときに、非常に複雑になっていますので、話し合いの中では、後どうするかということをとにかく棚上げして、学校が長く持つかどうかというのは耐力度調査をしないとわからない。それをまず調べてから、もう１度テーブルに載せて話し合おうということで合意したと聞いています。議員が言われたことは確かにそういう側面があるわけですが、一つ一つの側面は非常に複雑に絡んでいますので、今の段階ではどういうふうにするにせよ、話し合うためには耐力度調査の結果が必要であるという点では皆さん合意されたということですので、それをとにかく早く調べて、次の協議に資するという姿勢です。

下瀬俊夫委員 いろいろな選択枝の中で学校再編とも言われたんですが、この耐力度調査の結果によって、現地での建て替えという選択肢もあるということですね。

江澤教育長 もちろんそうです。

伊藤實委員長 それでは、教育委員会関係はよろしいですね。それでは、健康増進課分について、執行部の説明を求めます。

山根健康増進課長 健康増進課関係分について説明します。今回の補正は、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業の実施についてです。働く世代の女性に対して、がん対策を充実させ、がんを早期に発見することが重要であることから、平成２５年１２月５日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策に基づく女性の活躍促進における予防サービスや健康管理等の充実」の一環として、平成２６年２月６日に平成２５年度補正予算に本事業が措置されたことによるものです。本事業の概要について説明します。平成２１年度から平成２４年度までの４年間子宮頸がん及び乳がん検診無料クーポン券対象のうち、平成２１年度から２５年度の間に市の検診を利用していない未受診者に対して、受診勧奨を行い、同時に無料クーポン券を交付するものです。対象年齢として子宮頸がんは４０歳以下、乳がんは６０歳以下の方です。また、検診期間の後半で未受診者の方には、再度受診勧奨を行います。１４、１５ページをお開きください。４款１項２目予防費１１節需用費４６万２,０００円は、

クーポン券交付等に係る消耗品費、印刷製本費です。12節役務費は郵送料です。また、13節委託料857万3,000千円は総合健診及び個別検診に係る委託料です。23節償還金、利子及び割引料8万5,000円は、6月以降既に実施している検診のうち本事業の対象者に対する償還金です。これに伴う歳入は、6、7ページをお開きください。15款1項3目衛生費県負担金1節保健衛生費県負担金212万8,000円はこの事業に係る県負担金です。

伊藤實委員長 それでは、各委員から質疑をお願いします。

下瀬俊夫委員 未受診者が対象ですが、何人ですか。

山根健康増進課長 子宮頸がんが3,851人、乳がんが4,741人です。

下瀬俊夫委員 全体の何割ぐらいですか。

山根健康増進課長 対象者数は子宮頸がんが5,391人です。乳がん、子宮頸がん合わせて1万1,821人で受けていない人が8,529人です。

下瀬俊夫委員 受けていない人のほうが多いわけですね。これに無料クーポンを徹底してどこまでやるつもりですか。

山根健康増進課長 受けていない方全員に対してクーポン券を配布します。それから、このたびから一律に受診勧奨ということで。文字だけを見ても受けない方がたくさんいますので、うちのほうでお得感、例えば、クーポン券事業は本人無料なんですけど、例えば1万円かかるものなんだというように目で見えてわかるような形でのチラシも配布します。国からも工夫をすれば受診率が上がるということが言われていますので、今までと違った形でのPRに努めていきたいと思っています。

吉永美子委員 問題はかなりの方が受けていないということで、アンケートは取られていないのですか。受けていない理由をどのように捉えて、それを乗り越えるためにどのようにしたらいいかをどう考えているかお聞かせください。

山根健康増進課長 この事業は21年度から始まっていますが、23年度ぐらいいまではどうして受けないのかというアンケートをしました。その中で

は「時間がない」、「がんとわかったらこわい」という傾向がありました。それは、国全体の傾向でもあり、山陽小野田市独自のものということは見受けられませんでした。

吉永美子委員 その理由をどうしたら克服できるかという市としての考えはあるのかということをお聞きしています。

山根健康増進課長 山陽小野田市は土日に総合検診を実施しています。勤めている方で平日に来られない方は土日を利用してもらって受けてもらえるようにしています。

吉永美子委員 私が言いたかったのは、「がんになったらこわい」ということで、国民2人に1人はがんになる時代ですけど、早期発見したらちゃんと治るんだよということのアピールをしてほしいという思いがあったからお聞きしたんです。

山根健康増進課長 それについては、先ほど言いました「お得感」を持てるようなチラシとあわせて、がんの重大性、早く受ければ助かるということの啓発をチラシでわかりやすく実施していく予定です。

吉永美子委員 リコールのやり方について市は独自にどのように考えていますか。

山根健康増進課長 7月下旬に未受診者にクーポン券を配布しようと思います。受けていない人については、10月か11月ごろにはがきで「受けてください」として、受診勧奨していく予定です。

杉本保喜委員 未受診者が8500人ぐらいですが、年間これを全部処理できる、もしくは対応能力はどのくらいあるのですか。

山根健康増進課長 このたびの委託料のところで、合わせて8,500人いるんですが、子宮頸がんについては初めて受けられる20歳の方、一番よく受けられている年次が20%です。その半分は受けてほしいという希望があり、子宮頸がんは10%の受診率ということで見込んでいます。乳がんに関しては、これまで一番高い年次で30%という受診率がありましたので、せめてその半分は受けてもらいたいということで15%の受診率という見込みを持っています。全員ということは無理だと思います。

岩本信子委員 年齢層はわかっていますか。例えば、どの年齢層がよく受けているとか。

山根健康増進課長 これまで5年間の中で、子宮頸がんについては20歳の方、若いのでその辺の抵抗があるかと思えますけども、平成21年度には受診率が7.6%でした。平成25年度には14.5%ということで若い人に関しては上がっています。子宮頸がんに関しては平均で22%だったんですが、平成25年度は27.7%、徐々にではありますが、クーポン券の該当される方については伸びている状況です。

岩本信子委員 小さい子供がいるお母さんがこの対象者としてたくさんいると思うんですが、「どこかの保育園で一時預かりしていますのでどうぞ」というようなサービスはないんですか。

山根健康増進課長 現在、こども福祉課との連携はしていませんが、子育て世代の方に関してはそのような横の連携も必要かなと思っています。これからの検討としたいと思います。

下瀬俊夫委員 働く女性が対象ですよ。範囲は限定されているんですか。

山根健康増進課長 子宮頸がんが20歳から40歳、乳がんが40歳から60歳ということで、働いているとか働いていないとかいう区分けはありません。

下瀬俊夫委員 受けない人が、子宮頸がんなんかは圧倒的に多いわけですよ。 「こわい」、「時間がない」というのはどのがん検診でも出てくる話だと思います。これを乗り越えていかないと受診率は上がらないわけですが、電話で勧奨するだけではなかなか乗り越えられないと思います。その辺の市独自の工夫はあるんですか。

山根健康増進課長 国は50%の受診率ということで出していますが、到底これは難しいということで、せめて年間100人は受けてほしいということで、保健師がいかにして地域の中で啓発していくか、国保加入者、ほとんどが対象となろうかと思えますので、新規に国保に加入された方に対して保健師が訪問して検診の重要性を啓発して歩こうということにしています。

伊藤實委員長 啓発の手法として、商品というか、受診した人に抽選で何か当たるとか、発想を変えるわけです。健康グッズなり、旅行なり、そんなものでいいんですが。受診してもらうということは早期にがんを発見するということですから、そこに付加価値をつけるというのは他の市でもやっていないと思いますし、保健師が言っても限界があると思いますので、逆転の発想でその部分も選択肢として考えるのも一つの方法だと思います。それでは、健康増進課関係の質疑を終わります。それでは休憩に入ります。１３時１５分から再開します。

午後０時１０分休憩

午後１時１５分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。それでは、協働推進課関係分について、執行部の説明を求めます。

石本協働推進課長 １０、１１ページをお開き願います。１６目ふるさと推進事業費です。補正前の額３２９万７、０００円に２５０万円を増額し、補正後の額を５７９万７、０００円にするものです。補正内容は、１９節負担金、補助及び交付金として、地域コミュニティ事業助成金２５０万円を計上しています。本事業は、財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業として地域コミュニティの健全な発展を図るために実施するもので、平成２６年４月に県を通じて交付決定されましたので、本６月補正で予算計上をお願いするものです。具体的な事業内容としては、市ふるさとづくり協議会に対し、テント、パイプ椅子、テーブル等の備品購入費として２５０万円を助成するものです。この事業に対する財源としては、６、７ページの一番下に計上しています２０款諸収入４項雑入２目雑入２節総務費雑入４５０万円のうちの２５０万円です。

伊藤實委員長 それでは、執行部の説明が終わりましたので、各委員から質疑をお願いします。

下瀬俊夫委員 ふるさとづくり協議会から申請があったということですが、この助成金の申請は何団体からあったのですか。

石本協働推進課長　今回は、市のふるさと協議会 1 件のみでした。

岩本信子委員　テント何張り、椅子は何個ですか。

石本協働推進課長　テントは片流れのテントが 2 張り、テントの横幕が 2 張り、プラスチックのパイプ椅子が 1 0 0、ガス式の綿菓子機、祭り用の提灯 1 0 0、会議用テーブル 5 0、のぼり用ポール 1 0 0、クーラーボックス大型 5 つ、ベニヤテーブル 2 0、プロジェクター 1 台、スクリーン 1 つです。各校区から出てきたものを取りまとめて市で計上しています。それからバーナー 1 台です。

岩本信子委員　各ふるさとづくりから出てきたということですが、バーナーはどこ、プロジェクターとスクリーンはどこか、そのように地域で申請があつてされているということでもいいんですか。

石本協働推進課長　各校区から要望を出してもらって、それを取りまとめています。

岩本信子委員　例えば、今のプロジェクターとスクリーンについて、どこの校区かわかりませんが、他の校区がそれを借りたりとか、そういうようなシステムになっていないのですか。私は市のふるさと協議会全体でこれを準備して、そして貸し出されると理解していたのですが、話を聞くとそれぞれのふるさとづくりの団体がそれぞれいるものを申請が出されたということです。

川上市民生活部長　これは、市のふるさとづくり協議会が申請をするときに各校区のふるさとづくりにどういう希望があるかということ聞いて、それをまとめて市のふるさとづくりとして申請したということです。この利用については、各校区であろうが何であろうが利用させますよということ。

伊藤實委員長　備品リストは整備されているのでしょうか。

石本協働推進課長　整理しています。

伊藤實委員長　要するに、どこのふるさとに何の備品があるかということが。

石本協働推進課長 基本的には市のふるさと倉庫に入れるようにしています。

伊藤實委員長 厚狭の場合は総合事務所の倉庫にありましたが。

川上市民生活部長 最近は市ふるさとづくり全体で申請していますが、以前は校区単位で受けたこともあります。その場合はその校区が持っているということになります。

下瀬俊夫委員 わからないのは、各校区から要望があって、それを取りまとめて申請したということですが、そうすると各校区の所有ではなく、ふるさと全体の保有ということになるんですか。そうであれば、おかしい。何で各校区で申請するわけですか。各校区の申請によってその品物が注文されたということであれば。だったら、ふるさとづくり全体でちきんとそろえるものを申請すれば済む話ではないんですか。

川上市民生活部長 申請は、市ふるさとづくり協議会全体が申請したものです。各校区の希望を聞いて、それを取りまとめて申請して受けたということです。だから、貸し出しはどこの校区でも貸し出します。

下瀬俊夫委員 そこがよくわからない。各校区でプロジェクターがほしいということになったら、みんな買うんですか。これはどこの校区がほしいという話ではないでしょ。ふるさとが持っておけばいい話ではないんですか。

川上市民生活部長 だから、どこの校区がほしいというものではなくて、ふるさと協議会にどういう備品があったらいいかということ各校区に聞いたということです。うちの校区でこれをくださいというものではありません。

岩本信子委員 綿菓子機はふるさとにありませんでしたか。ふるさとになかったから買われたということですか。

石本協働推進課長 確かにありますけど、かなり古くなっているということで申請しています。

伊藤實委員長 それでは、質疑を終わります。次に、健康福祉部関係について、執行部の説明を求めます。

兼本高齢障害課長 高齢障害課関係分について説明します。12、13ページをお開きください。3款1項1目社会福祉費総務費15億4,448万円に876万4,000円を増額して、15億5,324万4,000円にするものです。28節繰出金876万4,000円は、介護保険特別会計への繰出金です。これは、平成25年度介護保険特別会計における支払基金交付金精算に伴う交付金の償還金と平成23、24年度の介護給付費県負担金の過誤に伴う償還金です。内訳は、支払基金償還金のうち介護給付費が475万5,248円、地域支援事業費が363万168円、県負担金が37万8,077円の合計876万4,000円を補正するものです。次に、3目高齢者福祉費2億4,935万3,000円に246万6,000円増額して2億5,181万9,000円にするものです。内訳は、19節負担金、補助及び交付金246万6,000円で、これは、先進的事業支援特例交付金事業で、国の10分の10の補助事業です。内容は、既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラーを設置した施設に対し設置経費を補助するものです。なお、この財源として6ページから7ページの歳入において、15款2項2目1節社会福祉費国庫補助金246万6,000円を計上しています。

西田こども福祉課長 こども福祉課関係について説明します。14、15ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費1節報酬173万1,000円は、母子自立支援員の報酬です。また、4節共済費の24万7,000円はその社会保険料です。母子自立支援員は、本来非常勤とすべきところを、こども福祉課の常勤臨時職員が当該業務を担当している状況にありました。また、市の母子自立支援員は、山口県母子寡婦福祉資金相談員に併任され、県の業務も行いますが、臨時職員であるために、併任ができない状況にありました。以上のことから、本市の母子自立支援員を本来あるべき非常勤特別職として任用し、当初予算で、予算措置をしていなかったために、補正対応とするものです。

伊藤實委員長 それでは、執行部の説明が終わりましたので、質疑をお願いします。

下瀬俊夫委員 スプリンクラーですが、これは具体的にどこですか。

兼本高齢障害課長 有料老人ホーム、旦東にあるほほえみの里です。

岩本信子委員 母子自立支援員というどのような仕事をしているのですが。

西田こども福祉課長 母子家庭と寡婦の経済的自立のための助成制度、母子寡婦福祉資金の貸し付け等についての相談を受けています。

杉本保喜委員 母子自立支援員は何人いるのですか。

西田こども福祉課長 1名です。

岩本信子委員 相談件数はどのくらいですか。

西田こども福祉課長 25年度の実績として215件です。

伊藤實委員長 それでは、質疑を終わります。ここで職員の入替えのため、40分まで休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時38分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。それでは、産業振興部関係について、執行部の説明を求めます。

小野産業振興部長 デマンド交通の説明に入る前に改めてお詫びを申し上げたいと思っています。御存じのとおり期間が延長しまして皆さん方には大変御迷惑をおかけしました。大変申しわけないということでこの場を借りまして重ねてお詫びを申し上げたいと思っています。どうも申しわけございませんでした。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 14、15ページをお開き願います。7款商工費1項商工費1目商工総務費については補正前の額1億8,610万5,000円に270万円増額し、補正後は1億8,880万5,000円とするものです。270万円補正増額の理由は、来年1月から開始予定のデマンド交通、予約型乗合タクシー導入に伴う経費です。なお、当初導入時期は先ほど部長も申し上げましたが、今年10月を予定しておりましたが、遅れましたこと大変申しわけありません。深くお詫び申し

上げます。それでは、デマンド交通導入経費の270万円の内訳について、説明します。8節報償費、報償金の8,000円は、デマンド交通運行業者の選定に伴う指名型プロポーザル選定委員の謝礼です。11節需用費、消耗品費の48万2,000円の主なものは、運行車両、ジャンボタクシーにデマンド交通車両であることの表示板等です。続いて、17ページ、13節委託料、デマンド型交通運行業務委託料の220万円は、実際に運行していただく運行事業者への業務委託料です。なお、委託料は、来年1月から3月までの3カ月分の運行経費です。14節使用料及び賃借料、会場借上料の1万円は、デマンド交通の地元説明会の会場使用料として、1万円を計上しています。予算説明は以上ですが、引き続き、デマンド交通の概要を補正予算資料集で説明します。資料集6ページ資料5をお開き願います。

山本商工労働課商工労働係長 それでは事業の概要について説明します。厚狭北部地域デマンド交通実施内容案ということで、まず、目的です。今回デマンド交通を行うことにより、高齢者など自家用車、マイカーをお持ちでない方、自由に使えない方を対象に日常生活、通院とか買い物といった移動手段を確保したい。もう一点がバス停から離れた方の移動手段を確保したいという目的があります。2番目に事業主体ですが、事業主体は山陽小野田市です。3番の運行主体については、市内の交通事業者を考えています。受託事業者については、今後プロポーザルで決定したいと考えています。次に運行期間です。運行期間については、平成27年1月から平成27年9月30日までとしています。対象地区ですが、厚狭北部の地域を考えています。ちょっと地図が小さくなっていますので、拡大したものを準備しています。それが11ページです。厚狭北部の地域を2つの区域に分かれて運行を行いたいと考えています。また、後ほど説明しますが、この2つの区域の自治会が27自治会あります。この自治会のエリアを2つに分けて運行実施し、厚狭駅までを着として利用者の自宅と厚狭駅をつなぐルートで運行したいと考えています。また、資料に戻り7ページのサービス内容です。運行形態については、予約乗合型、よくデマンド交通と言われていますけれども、ドア・ツー・ドア方式で実施したいと考えています。運行日については、平日の週3日運行。年末年始と祝日は運休とします。運行便数については、1日3往復、全部で6便を考えています。この運行便数については、先ほど説明したエリア1、エリア2とも同じように6便で運行したいと考えています。次に8ページの運行車両です。運行車両については、基本車両として10人乗りのジャンボタクシーを考えています。便によっては10

人を超える予約もあろうかと思います。そういった場合は5人乗りのセダンタクシーを追加車両として対応したいと。この基本車両となるジャンボタクシーが車検等の理由で運行できないということもあろうかと思っています。そういった場合は基本車両としてセダンのタクシー、初めからセダンのタクシーで運用して人数に応じた台数を配車したいと考えています。次に利用対象者です。先ほどの2つのエリアでは27自治会あります。自治会名については、柳瀬、赤川、稲倉といった自治会と湯の峠、福正寺、沓山田と主にこの27自治会を対象として考えています。次に目的地の乗降場所です。先ほどからデマンド交通ということで自宅の前から目的地まで送るドア・ツー・ドアということを説明しましたが、降りるポイントはJR厚狭駅周辺、もしくは加藤周辺の公共施設と商業施設を考えています。現時点の公共施設としては、山陽総合事務所、厚狭公民館、厚狭図書館、勤労青少年ホーム、文化会館等が挙げられると思います。商業施設については、この周辺に大きなスーパーがありますので、そういった施設を降車場所として考えています。あと運賃です。運賃については1乗車300円を考えています。これについては、現在厚狭北部にコミュニティバス厚狭北部便が走っていますが、これは料金200円となっています。デマンド交通は自宅近くまで行くということで利便性が上がるということで、このバス料金よりは少し高め、タクシーで移動するよりは安い金額ということで300円。バスとタクシー代の間、タクシーより安い料金としたいと考えていますので、300円としています。あと利用促進策として回数券の発行を考えています。最後に予約方法です。このデマンド交通を利用するに当たっては、事前に予約をいただきたいと考えています。先ほど1日3往復、6便運行したいと説明しましたが、それぞれ発車時刻の1時間前までに事業者と連絡をいただくと、その方の自宅近くまで配車するという事なんですけれども、朝早い便、朝1便8時前の便については前日の18時までに予約、この早い便の1便については前日の予約が必要としています。

伊藤實委員長 それでは、質疑に入る前に産業建設常任委員会でも集中審議をされたということなので、委員長からその辺の報告等がありましたら、お願いします。

松尾数則委員 審査内容の報告ということですね。基本的には初日に委員長報告で内容を報告しました。それにつけ加えて、市民の各利用地域に3回ほど行かれてその市民の意見を集約された。その意見を踏まえて昨日は報告を受けています。デマンド交通というのは、ここにあるようにエリ

ア1、エリア2のゾーンから厚狭駅周辺に人を運ぶ運行主体だと認識をしており、例えば市民病院とかそういった意見もありましたが、基本的にはゾーン1から及びゾーン2から厚狭駅の医療関係、商業関係の施設をつなぐものだといった認識で説明等がありましたけれど、昨日の委員会の中では1時間前の予約というのはもう少し何とかという意見等もありました。例えば、私どもが先進地で見に行きました美祢市は大体30分前なんです。その辺のところをもう少し今後考えておく必要があるのではないかというような意見が集中的に起きました。登録利用者の説明をどのようにしていくのか、その辺のところの説明はあまり聞かなかったんですが、各地に行って自治会単位でデマンドタクシーについて説明したいし、その辺の意見を集約したいと、なおかつ利用者の登録等も含めて同時にやっていきたいというような話でした。

伊藤實委員長 それでは、産業建設常任委員会からの報告がありましたので、委員からの質疑を受けます。

岩本信子委員 利用者の見込みは大体どのくらいかお聞きします。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 現在、エリア1については1日19人の見込みを立てています。それからエリア2については1日14人の見込みを立てています。

岩本信子委員 19人と14人ということは、利用登録をされる方がこのくらいではないかという見方をされているということですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 今の人数については実際に乗られる方ですので、利用者はもっと登録していただきたいと思っています。

岩本信子委員 さっき聞き方が悪かったんですが、利用者の見込みではなく、登録の見込みはどれくらいでしょうか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 ちょっと数字がすぐには出てこないですけども、地元の自治会に対する説明会を森広会館と山陽総合事務所で5月の終わりにあわせて3回しました。もっともっと今後は地元に入っていくって自治会単位、あるいは二、三の自治会単位になるかわかりませんが、利用を呼びかけて利用登録、そして実際の利用を多くしてほしいと思っています。

小野産業振興部長　利用登録者数については見込みが立ちません。あくまでも、これは高齢者とマイカーに乗らない方と書いてありますけれども、マイカーに乗れる方も登録されて結構です。ですから２７地区に住んでいる方全てに可能性があるということで捉えていただければと思っています。

岩本信子委員　説明会で市民の意見があり、集約をしたということを聞いたんですが、どのような意見があったのでしょうか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長　説明会においては、デマンド交通の実際の利用の仕方、先ほどもありましたけれども予約の仕方であるとか、登録方法であるとか、予約はいつまでかとか、それと運賃３００円のことについて、停車場所、目的地へのことについてありました。それとあわせて、現在ここは厚狭北部便が通っています。その北部便について今後どうするのかとか、そのうちスクールバス３便ありますが、その取り扱いについて、デマンド交通を市民病院まで乗り入れてもらえないかという要望などもありました。実施時期が延びたこともお伝えしています。主な内容は以上です。

河野朋子委員　運行期間の件ですが、当初は１０月から９月３０日までとなっていますが、この変更はないんですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長　基本的にはバス事業者の年度単位というのが１０月から９月になっていますので、一応９月末を。来年の１月から９月末まで試験運行、そのように考えています。

河野朋子委員　１年間やってみるという意味で試行期間を最初１０月からというふうにしていたのかなと思ったんですけど、そういう年間を通してやってみて、データを出すとかいう意味での期間ではないんですか。終わりはもう決まっているということですね。９月３０日が最初に決まっているので、ということですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長　一応試験運行を来年９月３０日まで考えており、その後本格運行に向けていきたいと考えています。当然実際にやってみますと色々な意見というか、要望等もあろうと思います。その中でできないこともあると思いますけれども、できるだけ要望いただいたことを反映させながら、来年の１０月以降は本格運行に向けていき

たいと思っています。

岩本信子委員 もう1つお聞きしたいのが、運行事業者の業者委託料ということで補正予算がついたんですけれど、これは例えば入札されるとか、業者が何件かあるとかそういうふうな状況ですか。業務委託の出し方、その辺をお聞きしたいです。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 運行业者については、今後プロポーザル方式で決めていこうと思っています。それと委託料関係ですが、今プロポーザルの中身は考えていますけれども、安全性とやはり地理、場所とかも自宅あるいは自宅付近まで行きますので、その地理に詳しいとかそういうふうなこと、当然委託料とかもありますけれども、そういう地形的なこととか安全性はプロポーザルの基準にしていこうかと思っています。

岩本信子委員 プロポーザル方式でいうとそれぞれの業者によってそのやり方が違いますよね。何件か出たとしてその中から一番適したのを選んでいかれるという考え方で、1月から3月まで220万が予算内で、予算はこれですよ。後は業者がどんなやり方をされるかを見て、そして契約をするということによろしいですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 そのように今考えています。

下瀬俊夫委員 昨年まちづくり市民会議のデマンド交通部会が提言しましたよね。この内容と今回の具体的な実証運行に向けてのコースの設定の仕方、料金の問題、この兼ね合いというのはどのようなになったのか。わかれば教えてください。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 まず、市民会議の方々からいただいた提言では厚狭北部と山川、山野井まで入っていました、要望としては。それと料金が200円ということで提言があったところです。提言書の内容は我々も十分参考にさせていただいています。一度に山川、山野井あたりも全部エリアとして、デマンド交通として、行けばいいんですけれど、どうしてもエリアが大きくなるということと一番今回のデマンド交通の基本になっていますのが、何年か前に公共交通の協議会がありまして、その中で公共交通の計画が出ています。その計画の中では3つほど主にありまして、1番目はねたろう号の延伸のこと。2番目が高泊、

高畑の見直しならびにその循環線のこと。それと最後、3番目が厚狭北部地域の公共交通の見直しということが大きな3本柱だったと覚えています。その協議会の計画書とあわせて出された市民会議の要望のエリア、市民会議のほうが多いんですが、我々としてはまずは厚狭北部と陽光台をさせていただきたいと思っています。

下瀬俊夫委員 結局、市民会議の部会から提言された内容は、基本的には無視をされたわけですね。このコースにしろ、今のエリア1、エリア2の問題、この考え方については3年前の市の考え方を踏襲している。そのまま踏襲していると思っているんですが、それはいかがですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 確かに3年前の計画書、交通の計画が主になっているのは事実です。

下瀬俊夫委員 それと今回3カ月おくれというのが委員会でもかなり問題になりました。本会議でも問題になりました。実際のところなかなかよくわからない。幾ら聞いてもよくわからない。僕も委員会傍聴させてもらいましたが、そのときに問題にならなかったのも、ちょっとお聞きするんですが、このコンサルから報告書を受けていますよね。実際にいつ受けたんですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 3月の終わりです。3月31日です。

下瀬俊夫委員 それはないでしょう。3月27日に地域公共交通会議をやっているじゃないですか。このときに資料として出しているでしょう。3月27日に。これはコンサルの基本的な方向について、その概要を出したんじゃないですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 3月27日の地域公共交通会議は確かにコンサルが出されるベースとなった部分を出しています。

下瀬俊夫委員 3月31日ではないでしょう、そしたら。ベースになったものはもっと前に出ているんでしょう。コンサルからの報告があったのはもっと前でしょう。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 一度中間報告は確かに1月の終わりくら

いにありました。そのあと3月の終わりに出されています。途中で確か一回見たと思いますけれども、そのときは修正等があったと思います。3月27日に出た公共交通会議は内容の概要といいますか、抜粋のような形で出ておったのではないかと考えています。

下瀬俊夫委員 それでこのコンサルから3月31日に出て、スケジュール表を出していますよね。このスケジュール表では10月の実証運行ということになっているわけでしょう。3月末に出されたこのコンサルのスケジュール表でこれを途中で訂正しているよね。コンサルの提案について執行部内で異論があって訂正したんですか。それともコンサルが自主的に訂正したんですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 コンサルから出されたスケジュール表は訂正していません。ただ、コンサルが出されたスケジュールよりは実際には我々はおくれたと。スケジュールに関してはおくれたというのは事実です。

下瀬俊夫委員 だからスケジュール表を訂正させているでしょう。いわゆる1月実証運行に3カ月延期になったという前提でスケジュールの変更があるでしょう。これ担当委員会に報告しているのではないですか。

小野産業振興部長 確かに修正については、我々のほうで修正しました。

下瀬俊夫委員 コンサルの見通しで3月末に提案されてスケジュールでは基本的に10月実証運行が可能だという内容だったんですよ。それを途中で変更された。変更されたということはわからんことはないですよ。わからんことはないんだけど、なぜ6月補正予算ということになったんですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 コンサルが出してきたスケジュールよりおくれたと。そして、そのコンサルが出したスケジュールを基に我々はおくれた計画書を確認出させていただいたと思うんですけれども、6月補正になった一番の理由については、本来なら当初予算に上げておかないといけなかったのかなと今思えばそうなんですけれども。当初予算になりますと去年の秋くらいにはもう委託料であるとか、コース、エリアであるとか内容を詰めていないと予算は我々も要求できませんので、まだ去年の秋くらいは正直言いましてまだデマンド交通自体の内容が詰ま

っていなかった。それで、担当課長として私が一番いけないのですが、6月補正をさせていただいて、そのあとも10月で頑張っていきたいということで考えていたということ、担当課長である私のスケジュール管理が悪かったということがあります。

下瀬俊夫委員 結局何が言いたいのかといったら、スケジュールの変更をされたときに6月補正予算を組まれて、それから業者選定になっているからおこなっているわけですよ。そうでしょう。全体のスケジュールがおくれたんですよ。そういうふうにしてしまったんです。だったら今さっき言ったように3年前のコースを踏襲しているわけですよ。コースはなかったわけではないんです。3年前に同じコースが出ているんです。説明会を市民にやっているんだから。そのコースがあったのに、それを前提にしないという話が出てくるとおかしくなるんですよ。あったんだから。だったら、3月に組めないことはなかったんです。もう一つは3月におくれたとしてもなぜ5月の臨時会に出せなかったんですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 下瀬議員が言われるのはそのとおりで、実は5月の臨時議会にも少しでも早くするためにさせていただきたいと考えましたが、まだ内容などいろいろ細部について詰めなければならないこと等もあり、6月補正ということになった。結果的にそのようになったということです。ただ10月から1月におくれた大きな理由については、業者選定は7月に考えていたんですが、それを当初1カ月しか考えてなかった。やはり2カ月くらいプロポーザルをすればかかる。それによってどんどんその後の国の許可等もおこなっていくということでおくれたということです。それとあわせて、もう一点は住民説明会を開いてなかった。住民説明会も開かずにどんどん進めるということもやはりいけないということでおくれたというのがスケジュールの管理の甘さとそれと住民の声を聞いていなかったということがあります。

下瀬俊夫委員 3月末に出されたコンサルからの報告の中でも業者選定の期間は2カ月取っているのではないですか。その変更はなかったと思うんですよ。

小野産業振興部長 わかりにくい説明ですけれども、このスケジュールで6月に予算を出しても10月にいけると考えておったわけです。しかしながら、このスケジュールで本当に6月議会に出して7月から実際に予算がついてスタートするのに10月にできるわけのないスケジュールだった

わけなんですよ。はっきり言って。ですから、今担当課長が言うように6月に補正予算を出しても10月にできるんだということで進んでいたけれども、それもタイトなスケジュールでやるつもりだったんでしょうけれども、1カ月でプロポーザルできるわけじゃないかと突き詰めていったら、実際にはこれではできないということが判明し、急遽3カ月延ばしたということで。実を言うと担当課は5月末まではこのスケジュールで10月までできると思っていたんです。ただひとつひとつ突き詰めてみれば6月に予算が通って7月からアクションを起こしたら実際に3カ月しかない。3カ月の間にこれらの全てのことができるのかと突き詰めていくとこんなスケジュールではできなかったということで延びたということです。スケジュール管理がすごく甘かった。この業者が出したスケジュールにのっていったのがそもそもの間違いだったということです。できると思っていたんですけど、済みません。

中村博行副委員長　今部長が言われたスケジュール管理が甘かったということは委員会では既に報告していますか。

小野産業振興部長　はい、しています。

中村博行副委員長　そしたら、もうこれ以上はという気がするんですが。

下瀬俊夫委員　業者選定の委員の報酬が上がっているけど、これはどういう意味ですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長　プロポーザルの選考委員会を設けて内部の委員と外部からお二人の委員を入れようと今考えています。その委員報酬です。

下瀬俊夫委員　外部の委員ってまさかコンサルではあるまいね。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長　それはありません。

下瀬俊夫委員　基本的にさっきから出ている話でいくと、タクシーという言い方をされていますからね。当然、業者は地理的にもよくわかるという点では僕はタクシー会社だろうと思っているんですが、なぜ1時間前になっているのか。美祢方式で30分前というのがあって、普通、全般的なデマンド交通の場合に1時間前というのはあまり聞いていないんですよ。

大体30分前くらいが普通ではないかと思うし、朝1便についてなぜ前日にやらないといけないのかということもよくわかりません。もし仮にタクシー会社が運行委託するというのであれば、タクシー会社は24時間体制でやっているわけですから、当然朝何時であろうが、対応できないことはないと思うんですね。だから、本当にきちんとしたお客さんを確保しようというのであれば、前日のどうのこうの話ではなしに少なくとも運行の30分前に出すのが普通ではないか。プロポーザルの一つの前提条件としてこういう時間の設定が必要ではないかなと思うんですが、いかがですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長　きのうの産業建設委員会でも委員からお話があり、1時間前ではなくて30分前で当日は予約を受けるべきではないかということでしたので、そのあたりについては検討させていただきます。それと特に朝の早い便については、前日の夕方6時までと考えていますが、この辺についても他市を参考にしておりませんが、その辺はもう1回考えさせていただきたいと思います。

岩本信子委員　さっきから疑問になっていけないことが一つありますが、例えば電車の時間がありますが、山陽本線だから1時間に1本しかないじゃないですか。デマンドであっちこっち回っていたら、そこには間に合わない。病院とかは時間はどうでもいいんですけれども、時間で動くようなもののところにいくのに対してこのデマンド型でできるのか、すごく疑問だったんです。そういう人たちはタクシーで行ってくださいと言わなければならないんですか。その辺はどうなんですか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長　今議員が言われることは確かなことと考えています。想定しています。資料の7ページですが、発車する時刻はまだ仮ですが、書いてあるんですが、実はそれ以降稲倉、随光等の時間は書いていません。その日によって回るところが変わりますので時間が読めないということが確かにあります。ある程度経過しますと大体は時間は決まってくるのではないかと思います。ただ、曜日によっては違う人も乗ったりということもありますので、厚狭駅に着いたときには時間がずれてくるということは考えられます。そこがデメリットになろうと思います。

長谷川知司委員　試験運行期間が9月30日までとなっていますが、現在の厚狭北部便はいつまで今の状態でいけますか。

姫井産業振興部次長兼商工労働課長 現在、厚狭北部便が確か1日9便通っています。来年の3月までは全便、9便とも残しますが、来年の4月以降については3便だけを残すことで考えています。この3便というのは、スクールバスで、子供たちに対応する3便については今後に残していく方向です。

伊藤實委員長 それでは、これで質疑を打ち切ります。5分休憩後、先ほどの総務課について審査します。休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時30分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。それでは、総務課関係について、再度の答弁を求めます。

中村総務部長 午前中の審査において、的確な答弁ができず議事進行に多大な御迷惑をおかけしたことをまずお詫びします。今後このようなことがないように精進してまいります。今から総務課長から答弁しますが、共通認識を持っていただくという意味で宝くじ助成事業の性格も含めて説明します。

大田総務部次長兼総務課長 防災費について、再度説明します。先ほど市セーフティネットワークが一括管理して必要なときに貸し出すというように説明しましたが、これはコミュニティ助成事業の申請手続上、一カ所で保管することとなっていますので、市セーフティネットワークが一括管理ということを申し上げました。ここで、宝くじ助成事業の活用について説明します。当事業は財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図ることにより地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。このたびはコミュニティ助成事業実施要綱により地域防災組織育成助成事業として、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連

合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業という項目があります。今回は市セーフティネットワークが事業主体として採択されたものです。しかし、指摘がありましたように市セーフティネットワークが一括保管をしていたら、災害時のいざというときに地区セーフティネットワークが使用できないということになってはいけませんので、一旦市セーフティネットワークで保管していただく形になりますが、各地区のセーフティネットワークが有効かつ迅速に活用できるよう市セーフティネットワークの中で十分協議なり、検討なりがなされるものと思います。市としても、助言なり指導を行っていきたいと考えています。

杉本保喜委員 宝くじ助成金という話が出て、その後に防災を目的にする云々ということがありましたね。防災ということを前提に考えると、今審議してどうこうということではないと思います。つまり、倉庫に22個集めておかなければならないということを思っていることが防災の概念としてなっていない。簿冊上はそれでいいと思いますが、考え方としては長期貸し出しという考えで、管理は簿冊上はここでしっかりやって、高千帆に長期貸し出し、高泊に長期貸し出し。時々運用実験をしてその結果を確認しておくという手があると思います。どうでしょうか。

大田総務部次長兼総務課長 杉本委員が言われるのはごもっともだと思います。確かに災害時に役に立たないということがないように市セーフティネットワークに市のほうからも指導なり助言をしていきたいと思っています。

杉本保喜委員 その助言とは一体何なんですか。宝くじ助成金で市のふるさとづくりもいろいろなものを買っています。各校区で必要なものを上げて、それを一括管理して簿冊上はしっかり管理しているんですよ。それで、それはそれぞれでしっかり管理している。必要なときは相互の貸し出しをするということをやっているわけです。長い期間、宝くじでいろいろなものをたくさん買って、大きな倉庫で一括管理するというのは最初から不可能な話なんです。その辺どう思いますか。

大田総務部次長兼総務課長 これは市が直接購入して管理する備品ではなく、あくまでも事業主体が市セーフティネットワークになりますので、そちらが購入されて、宝くじ助成金を利用されるということです。

伊藤實委員長 市が買うとか買わないとかいう問題ではない。購入することが

いけないとか言っているわけではなくて、みんなが心配しているのは、有事の際にどうかということと言われるわけでしょう。充実面では購入することで充実するかもしれませんが。でも有事の時に使おうというときに、それぞれの校区にあったほうがより使い勝手がいいんじゃないかということを行っているわけです。市が買わないにしても、今回議案で上がっているわけでしょう。市が無関係ではないわけですよ。申請が上がったときには管理上はそうかもしれないがこういうふうにしたほうがより市としても助かるわけじゃないですか。助成金を活用して発電機等をそれぞれの校区に配布できるわけだから、そこを担当課として事前に話ができなかったかということです。逆に言ったら、助成先の宝くじのほうに要望すべきですよ。危機管理がなっていない、一括管理をしるみたいなことは。向こうがおかしい。

中村総務部長 一括管理をしるということが申請上そうなっているということでありまして、今言われていることは当然のことです。ですから、運用については市セーフティネットワークのほうで、それぞれ地区のセーフティネットワークの代表等が出てきている市セーフティネットワークですので、そこで十分協議されて、一番運用のしよい、いざというときに使えないということがあれば、それは何のためにやったかということになりますので、そういうことにならないように先ほど次長が申しましたように有効に活用できるように検討されると思うということです。それについての助言はしていくということです。助成金の性格上、一旦は一括そこで保管するという事になっているということです。

杉本保喜委員 何のために買ったものか。それを考えたときに防災上の立場からそれがどのような形であればいいかということをお聞きします。

大田総務部次長兼総務課長 こう言うと無責任な形になると思いますが、あくまでも事業主体が市のセーフティネットワークですので、その運用についてはセーフティネットワークがされるんですけど、市としては災害時に有効に活用していただくように指導、助言していくということしか、この場では申し上げられません。

岩本信子委員 市のセーフティネットワークから補助金の申請があったわけですか。

大下総務課危機管理室長 昨年の１２月に申請があり、県を経由し、自治総合

センターに上がって、4月1日付けで交付決定が来ています。

下瀬俊夫委員 この補助金の性格がもう一つよくわからないんですよ。1度市の会計を通さないとこの団体に交付できないのですか。直接宝くじに申請して出せば文句は言わないわけです。市を通すから議会で問題になってくる。市を通すということは市が補助金を出すことになるわけですよ。指導、助言と言われましたが、指導、助言ではなくて市の意思としてきちんと伝える責任があると思いますが、どうですか。

大田総務部次長兼総務課長 利用される団体が直接自治総合センターに申請できればいいわけですが、これは県のほうが取りまとめて、枠の中で決定するということになっていますので、市を通して県に申請するという形になっています。

岩本信子委員 発電機22台でいくら、それと照明はいくらで申請があったんでしょうか。

大下総務課危機管理室長 発電機22台で188万9,580円、発電機をつなぐ並列コード11本で4万9,720円、投光機22台で6万9,300円、宝くじステッカー大が50枚で8,400円、宝くじステッカー小が2,520円、合計して201万9,520円です。

下瀬俊夫委員 セーフティネットワークの事務局が自治連にあるんですか。

大下総務課危機管理室長 山陽小野田市セーフティネットワークの会則があり、第1条に「事務局を山陽小野田市防犯協会事務局内（山陽小野田市自治会連合会内）におく。ただし、実務は同事務局において行う」というようになっています。

下瀬俊夫委員 事務局は行政がしているのですか。

大田総務部次長兼総務課長 行政は関与していません。

岩本信子委員 市セーフティネットワークには、ほかに市からの運営補助とかは出ているのですか。

大下総務課危機管理室長 予算書等をいただいておりますが、歳入の部分を見ま

すとそういったものは一切入っていません。

長谷川知司委員 この補助金は、現物支給ですか。それともお金がいくわけですか。

幡生総務課主幹 補助金ですので、お金の支給です。

中村博行副委員長 これは財政にかかわることですので、財政課から何かありませんか。

川地財政課長 この補助金と宝くじの助成金の流れをよく理解されていないので説明しますと、宝くじの助成については、先ほど協働推進課の件がありました一般の部と、それから防災関係の部があり、各団体がこの宝くじの事務局に直接申請されます。市には相談はありますが、団体から直接申請があって、その中で予算の範囲内で交付決定が4月前後に来ます。この交付決定については、市町村の予算を通しなさいということがありますので、市が補助金が出して、それに対し宝くじから市のほうに入ってくるというシステムになっています。先ほどから直接補助しないのかとかありますが、そういった制度であるということを御承知おきいただきたい。それと申請の中で保管場所は市のセーフティネットワークに保管するという形が出ていましたので、原則そのように保管しますが、総務課としては柔軟な対応で指導等をさせていただくということなので、柔軟な対応をしてもらえば、それでいいのかなと思います。

伊藤實委員長 財政課から説明がありましたが、補助金の流れは委員も理解されていると思いますが、要は運用なんですよ。災害時のいざというときに使えないというところを言っているわけで、そこで市は関係ないみたいな言い方をするからおかしくなる。要は、購入することが目的ではないんでしょ。要するに有効な財源を使って防災時の設備を充実させようと。さらには機能強化に持っていくべき。そこを市のほうが申請の段階でセーフティネットとしっかりと協議して、形式上はこうなるけど、こういうふうにしてくれみたいなことを言っておけば、なんでもない話ですよ。先を見据えた交渉をしないと、お金が出ているから買ってくださいということではいけないということを言っているわけです。質疑はここで打ち切ります。ここで少し休憩します。

午後 2 時 5 2 分休憩

午後 3 時 1 0 分再開

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。それでは、討論を行います。討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、採決を行います。議案第 4 7 号平成 2 6 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 1 回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

伊藤實委員長 全員賛成ですので、議案第 4 7 号は原案どおり可決すべきものと決定しました。以上をもって、委員会を終了します。

午後 3 時 1 1 分散会

平成 2 6 年 6 月 1 3 日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 実